

2015くらしのサポーター通信

老人ホーム入居権の買え買え詐欺に御注意！

ハイライト:

- 今月のテーマ
 - ・老人ホーム入居権の買え買え詐欺に御注意！
 - ・商品先物取引の勧誘ルールが変わりました
 - ・カセットコンロは正しく使いましょう！（NITE）
- お知らせ
- くらしのコラム
 - ・ 作為のある調査もある～設問も見よう～

1 劇場型勧誘について

立場の違う複数の方が入れ代わり立ち代わり勧誘する「劇場型勧誘」に関する相談が、今年度も多く寄せられています。劇場型勧誘に関する相談は、平成24年度 49件、平成25年度 71件、平成26年度 101件と増加傾向にあり、今年度は6月末時点で19件（前年同期20件）と、昨年度と同程度の件数となっています。

相談の内容は、①社債や株式、権利等の購入や、パンフレットや権利を譲ってほしいと持ちかけてくるものと、②「あなたの個人情報が漏れているので削除する」と持ちかけてくるものが大半を占めています。

2 老人ホーム入居権の買え買え詐欺について

買え買え詐欺に使われる商材として昨年から目立ってきたのが、「老人ホーム入居権」です。センターに寄せられた相談事例を紹介します。

<相談事例>

「町内に老人ホームが建設されるが、地元に住む封筒が届いた人に優先



送られてきた封筒



パンフレットの表紙



的に入居する権利がある。ほかにも入居希望者が多数いるので、入居するつもりがないなら権利を譲ってほしい」と電話がかかってきた。封筒は届いていたが見ていなかった。その後、何度も電話がかかってくるが、どう対処すればよいか。

3 アドバイス

- ①「代わりに申し込んで」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる不審な電話は買え買え詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ②業者とやりとりしてしまっても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。

●くらしのサポーターで、老人ホーム入居権のパンフレットが届いた方から、パンフレットをお送りいただきました。

- ・パンフレットは紙質が良く、印刷もきれいにできています。内容も「医療施設を併設」「健康管理を重視したサポーター体制」などともっともらしいことが書かれていますが、「応募利回り1.7%~2.2%、期間2年」「申込口数」等の不可解な記載も見られます。老人ホームに入居する権利に金利がつくものでしょうか。また、老人ホームの入居権は口数で購入するものなのでしょうか。社債やファンド型投資商品を商材とした投資詐欺に使用したパンフレットを流用したのではないかと考えられます。
- ・パンフレットに記載されている会社の住所やビルは存在せず、老人ホームについては住所の記載さえありません。また、電話番号は架空請求に使用されている番号でした。詐欺グループが同じ電話番号を使い回しているものと考えられます。

会員制介護付き老人ホーム こもれびの里 《2015年11月オープン》

医療施設を併設した老人ホームの新しいカタチ

体調面に不安を抱きながら暮らしているのは、心にも身体にも大きなストレスが生まれてしまいます。こもれびの里は医療法人との提携により、従来の老人ホームでは人材確保・設備投資の面から実現が難しいと言われていた医療施設と併設することで、安心・安全が目に見える近未来型の老人ホームとなります。24時間365日体制で常駐する施設の看護スタッフとの連携で、日々の健康管理から万一の緊急対応まで個別にサポートします。




健康管理を重視したサポート体制

いつまでも心身ともに健康で暮らしていただくには、日ごろの健康管理や計画的なリハビリが必要です。常にご入居者の健康管理に気を配る体制を築く為に看護スタッフが常駐している他、機能訓練指導員が、その方の状態に合わせたリハビリのサポートを行います。リハビリテーション室を始め、医学的管理のもとで看護、介護、理学・作業・言語療法や音楽療法を提供いたします。また、当施設ではデイサービスやショートステイも承っております。当社の訪問介護事業で培ったノウハウを活かし、皆様への不安も無くご入居頂けるよう努めてまいります。介護体制については、法定基準でご入居者様3名に対し1名の介護スタッフ配置が定められておりますが、こもれびの里では、ご利用者様2名に対し介護スタッフ1名の体制を整えております。



募集要項

応募利回り:1.7%~2.2%
 期 間:2年
 募集期間:平成27年3月1日~平成27年9月30日
 初回配当日:平成27年8月15日(年2回配当)
 お申込単位:額面200,000円以上200,000円単位
 応募人数:52名

特別会員権購入申込用紙

管理コード **207**

お求めの枠内に☑をして下さい。(1口20万)

<input type="checkbox"/>	ご希望の口数をご記入ください。	<input type="checkbox"/>	
申込口数	口	申込口数	50 口
申込金額	万円	申込金額	1000 万円

本申込書の記載事項に同意し、特別会員権の購入を申込みします。

老人ホーム入居権のパンフレット

商品先物取引の勧誘ルールが変わりました

「改正商品先物取引法施行規則」が6月1日に施行され、商品先物取引の勧誘ルールが変わりました。新しい勧誘ルールにより、これまでより広く、**一定の条件**を満たす消費者に対して、商品先物取引の**不招請勧誘**（契約の締結の勧誘を要請していない消費者に対する訪問や電話による契約の締結の勧誘）が可能になりました。

消費者情報センターに寄せられた商品先物取引に関する相談は、平成23年度以降、年に数件でしたが、今般の改正により相談が増加するおそれがあります。商品先物取引は仕組みが複雑で、ハイリスク・ハイリターンな取引です。勧誘を受けても、取引の仕組みやリスクの大きさを理解できなければ契約しないようにしましょう。

1 不招請勧誘が認められる条件

- (1) 「ハイリスク取引（FX等）」の経験者について、他社顧客を追加。信用取引の経験者について、自社顧客及び他社顧客を追加。
- (2) 次の①～③の条件をすべて満たす場合
 - ①65歳未満であること
 - ②年金等生活者でないこと
 - ③年収800万円以上または金融資産2,000万円以上を有する者

2 アドバイス

①取引に関心がない、取引の仕組みやリスクの大きさが理解できないときは、勧誘や契約を断りましょう

商品先物取引は仕組みが複雑で、投資額以上の損失が生じる可能性もあるハイリスク・ハイリターンな取引です。契約するつもりがなければ、はっきりと断りましょう。

②業者が許可を受けているか確認しましょう

商品先物取引を業として行う場合は、商品先物取引業者として許可が必要です。許可なく勧誘することは違法な行為であり、あなたの資産を狙う詐欺的勧誘とされます。

確認はこちら → http://www.caa.go.jp/adjustments/index_22.html（消費者庁HP）

③年収などを答える場合は、正確に伝えましょう。

過大な申告を行うと、消費者保護のための措置を適正に受けられないことがあります。

カセットこんろは正しく使いましょう！（NITE）



徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

お知らせ

「消費生活コーディネーターによる企画・提案型プロジェクト」について

消費生活コーディネーターが、自ら地域のニーズを把握し、地域の特性に応じた啓発を企画し、サポーターの皆様や市町村の協力を得て実施する「企画・提案型プロジェクト」を実施します。

啓発のテーマは次の3つです。

- ①若者による消費者被害の防止活動等を促進し、**未来の担い手を育成**
- ②生きがい対策、地域貢献機会として**リタイアメント世代に対する消費者活動への誘引・動機付け**
- ③高齢者の消費者被害防止のための、地域の実情に即した啓発など**見守り体制の強化**

くらしのサポーターの皆様にも御協力をお願いすることがあるかと思いますが、御協力いただけますようお願いいたします。

くらしのコラム

作為のある調査もある～設問も見よう～

ギリシャの国民投票で投票用紙が話題になった。賛成・反対の意思表示の順番が、Yes, Noの順に横書き（上がYes,下がNo）せずに、No, Yesの順であったと言われることである。

最近では世論調査の結果がよく新聞紙面を賑わすが、設問をよく見る必要がある。賛成・反対の二つの選択肢しかない、賛成・どちらでもない（分からない）・反対の三つの選択肢がある場合だ。

ちょっと考えれば分かるが、選択肢が多いほど賛成・反対の差が少なくなる。分からない、の票数が除かれるからである。差を小さく、あるいは大きく見せるためにこの手法は使われる。

アンケート調査は調査者の作為があることもある — 要注意

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より
今年上半期（1～6月）に全国の警察が把握した振り込め詐欺の被害額は182億円余りとなり、2008年上半期の約167億円を上回り、過去最悪となったことが分かりました。

手口別では、オレオレ詐欺が約84億円、架空請求詐欺が約83億円と被害の大半を占めています。

県民の大切な財産を守るために、頑張って参りますので、今後とも御協力をお願いいたします。